

## 春日部市結婚新生活支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、若年世帯の婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、結婚及び子育てについての希望をかなえることができる環境をつくり、春日部市（以下「市」という。）における少子化対策の強化及び市への移住又は定住の促進に資することを目的とし、新規に婚姻した世帯に対し、住居費及び引越費用の一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、春日部市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第125号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚夫婦 第5条第1項の規定による申請をした日の属する年度の初日の属する年の1月1日から翌年の3月31日までの期間に婚姻届を提出し、婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 親世帯 申請日現在、新婚夫婦のうち、いずれかの一親等の尊属が含まれる世帯をいう。
- (3) 住居費 婚姻を機に新たに自己の居住の用に供する住宅（以下「住宅」という。）を購入し、又は賃借する際に要した費用のうち、住宅の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあってはその全額を補助対象外とし、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては住宅手当分を補助対象外とする。
- (4) 引越費用 婚姻を機に市内に引越しをする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。
- (5) 自治会 町内会その他の町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

### (補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚夫婦は、次の各号のいずれにも該当する夫婦とする。

- (1) 申請者及び配偶者の前年分の所得証明書（前年分の所得証明書が交付されない場合に

あつては、前々年分の所得証明書）で確認できる、夫婦の年間所得の合算が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている者にあつては、年間所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額の合算とする。

- (2) 対象となる住宅が市内にあり、かつ、申請日現在、当該住宅の住所に住民登録を有し、居住していること。
- (3) 申請日現在、親世帯が市に引き続き5年以上住民登録を有していること。
- (4) 住民登録日から3年を超える期間、当市に居住する意思があること。
- (5) 自治会に加入する意思があること。
- (6) 婚姻届出日において、夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること。
- (7) 市区町村民税、軽自動車税、固定資産税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- (8) 夫婦のいずれも春日部市結婚新生活支援補助金又は他の地方自治体における同様の趣旨による補助金を交付されたことがないこと。
- (9) 夫婦のいずれも暴力団又は暴力団員その他反社会勢力との関係がないこと。
- (10) 夫婦のいずれもライフデザイン支援講座、プレコンセプションケア講座、共家事・子育て講座のいずれかを受講、又は医療機関への妊娠・出産に関する相談を実施していること。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、住居費及び引越費用（申請をした日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日までの間に支出されたものに限る。）の合計額に2分の1を乗じて得た額であつて、1世帯当たり30万円（婚姻届出日において夫婦のいずれもが29歳以下の場合にあつては60万円）を上限とし、かつ、予算の範囲内において市長が定める額とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、春日部市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げるもののうち、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本（市に本籍を有する者を除く。）
- (2) 子世帯及び親世帯が親子関係にあることがわかる書類
- (3) 申請者及び配偶者の前年分の所得証明書（前年分の所得証明書が交付されない場合にあつては、前々年分の所得証明書）（当該所得証明書が市で発行できる者を除く。）

(4) 申請者及び配偶者の申請年度分及び前年度分の納税証明書又は非課税証明書（申請年度分の納税証明書又は非課税証明書が交付されない場合にあつては、前年度分及び前々年度分の納税証明書又は非課税証明書）（当該納税証明書又は非課税証明書が市で発行できる者を除く。）

(5) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し

(6) 住宅の売買契約書及びこれに係る領収書、受領書等支払を証明するものの写し

(7) 住宅の賃貸借契約書及びこれに係る領収書、受領書等支払を証明するものの写し

(8) 住宅手当支給証明書（様式第2号）

(9) 引越しに係る領収書の写し

(10) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第6条 市長は、前条の規定による春日部市結婚新生活支援補助金交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは、春日部市結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第7条 前条により交付の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに春日部市結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第4号）に、第5条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

（変更の決定）

第8条 市長は、前条の春日部市結婚新生活支援補助金変更交付申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、春日部市結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金の交付の請求は、春日部市結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第6号）によるものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件その他この要綱に違反する行為があつたとき。

(補助金の返還)

第11条 交付決定者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。